

第4章 施策の総合的推進

第1節 各種個別計画等との協調

この計画の推進にあたっては、介護保険制度を安定的に維持するため、また各種事業の実効性を最大限に高めるため、計画期間を通して、次に示す「鳥取市総合計画」をはじめとする各種計画や構想、都市宣言等との整合を図ります。

(1) 福祉都市宣言（平成元年9月26日制定）

地方自治の本旨は、住民福祉の充実を図ることであり、わが鳥取市でも「心のかよう福祉のまちづくり」を市政の重要な柱として位置づけ、真剣に取り組んでいるところである。

近年の社会経済の発展により、施設・設備の面ではかなり整備されてきたが、総ての市民が満足を得るという点では、道なお遠しと言わざるを得ない状況である。

時あたかも本市は市制施行100周年の記念すべき年に当たり、次なる200周年へ向けて、住民と行政が手を携えて一人ひとりが真に幸せを実感できるまちを建設するために、新たな決意で取り組むべく、鳥取市を「福祉都市」とする。

右、宣言する。

(2) 『人権施策基本方針』（平成19年10月策定）

市の施策全般にわたり、人権へ配慮した施策を推進するための基本となる方針です。

(3) 『第9次鳥取市総合計画』（基本計画：平成23～27年度）

この計画は、「新市まちづくり計画」や「第8次鳥取市総合計画」を踏まえ、平成32年度までの長期展望にたって、市勢振興の基本的方向を示すとともに、市民活動、企業活動、行政施策を明らかにした計画です。

(4) 『新市まちづくり計画』（計画期間：平成16～26年度）

この計画は、合併前の9市町村が、合併後の新市の均衡ある発展に資するよう配慮し策定した計画です。

(5) 『鳥取市健康づくり計画』（計画期間：平成23～27年度）

この計画は、健康日本21鳥取市計画及び鳥取市母子保健計画を包括的に見直した、乳幼児期から高齢期まで生涯を通じた健康づくり計画であるとともに、第9次鳥取市総合計画の『「人を大切にするまち」リーディングプロジェクト』のひとつである「健康で安心な暮らしづくり」を念頭に、健康づくりの視点からまちづくりをとらえ、生涯健康都市の実現をめざし、市民・地域・行政がそれぞれ取り組むべきことを「行動計画」としてまとめた計画です。

(6) 『鳥取市障がい者計画』(計画期間：平成17～26年度)

この計画は、「ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくり」を基本理念に、障がいのある人もない人も、ともに暮らし、自立し、社会参加できるまちを目指して、障がい者施策における基本的な考え方や事業を定めた計画です。

※ユニバーサルデザインとは、“すべての人のためのデザイン”を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能となるようなデザイン・仕様にするという考え方。

(7) 『鳥取市次世代育成行動計画』(計画期間：平成22～26年度)

この計画は、「子ども 親 地域が輝く 子育て応援都市 とっとり」を基本理念とし、市全域で子どもを産み育てやすい環境を整えることにより子育てを強力に応援する都市を目指すために策定された計画です。

(8) 『鳥取市交通バリアフリー基本構想』(計画期間：平成14年1月策定)

この構想は、高齢者や障がいのある人の円滑な移動を目指し、高齢者や障がいのある人の利用の多い施設をつなぐ道路の段差解消など、すべての人々が社会参加できるような環境整備を推進するための構想です。

(9) 『鳥取市生涯学習推進基本方針』(方針の期間：平成24～27年度)

この基本方針は、「学ぶ喜びを分かちえる生涯学習」を基本理念として、本市における生涯学習推進の基本的な考え方と方向を示すものです。

第2節 計画の推進体制等

市民主体による介護保険制度の維持及び高齢者福祉施策の推進を図るため、可能な限り、適切かつ速やかな情報提供に努めるなど、本市の説明責任の確保と市民参画の機会の充実を図るとともに、各種関係機関等との情報の共有化を図るなど、連携を深めます。

(1) 市民参画の促進

(i) 情報提供の充実

① 広報の充実

制度の仕組みや介護サービスを利用するための手続きなどの必要な情報は、市報で周知するとともに、冊子、パンフレット等の配布やケーブルテレビの活用、さらには説明会の開催など積極的な広報に努めます。

② 情報の開示

利用者によるサービス提供事業者の選択を通じ、サービスの質の向上を目指すため、必要な情報の開示に努めます。

(ii) 市民・利用者ニーズ把握の充実

① 協議会等における公募委員の採用

市民の市政への参加促進や行政の透明性の向上、公正の確保等により開かれた市政を推進するため、協議会等における公募委員の採用に努めます。

② 広聴施策の充実

市民の意向や地域の実態に応じた行政を展開していくため、「市民政策コメント実施要綱」に基づく市政コメントや、必要に応じ市民アンケートを実施するなど広聴施策の充実を図ります。

(2) 関係機関等との連携

(i) 保健・医療と福祉の連携

在宅生活を多面的に支援するため、地域包括支援センターが中心となり、保健・医療関係者、福祉関係者相互の連携を強化します。

(ii) 鳥取市社会福祉協議会

行政、自治会、民間団体、市民及びボランティアなどが連携して取り組む地域福祉活動の中心的役割を担っている鳥取市社会福祉協議会との連携を図り、各地域に根ざした福祉の向上を図ります。

(iii) 民生委員

市民に身近な存在であり、福祉の担い手である民生委員に対し、その活動を支援するため、一層の連携強化を図ります。

(IV) 成年後見ネットワーク鳥取

認知症高齢者やその家族等に対して、成年後見制度の啓発や利用促進のため、弁護士・司法書士・社会福祉士等で結成され、成年後見などの無料相談を実施している成年後見ネットワーク鳥取との連携を図ります。

(V) (社) リーガルサポート鳥取県支部（鳥取県司法書士会）

認知症高齢者やその家族に対して、成年後見制度の適切な活用を促進し、消費被害等の軽減を図るため、各都道府県に1カ所ずつ設置され、成年後見などの無料相談を実施しているリーガルサポートセンターとの連携を図ります。

(VI) 鳥取県東部広域行政管理組合

緊急時の対応に配慮が必要なひとり暮らし高齢者等への適切な支援及び適切な要介護認定事務の実現を図るため、消防や介護認定審査会を含む行政の一部事務を所管している鳥取県東部広域行政管理組合との連携を図ります。

(VII) 鳥取県国民健康保険団体連合会

介護保険制度における苦情処理や介護サービス事業者からの報酬請求の審査機関として位置付けられている鳥取県国民健康保険団体連合会と連携を強化し、サービスの向上や給付の適正化を進めます。

(VIII) 鳥取県社会福祉協議会

福祉サービスについての苦情解決を図るために福祉サービス運営適正化委員会を、また利用者本位のサービス提供を進めるため福祉サービス第三者評価や社会福祉施設の経営指導を行っている鳥取県社会福祉協議会と連携を図ります。

(3) 鳥取市高齢者地域介護・予防協議会の運営

地域包括支援センターが実施する予防給付の予防プランの作成などの業務の円滑な実施、及び地域密着型サービスの適正な指定を図ることを目的に設置した鳥取市高齢者地域介護・予防協議会の運営を適切に行います。